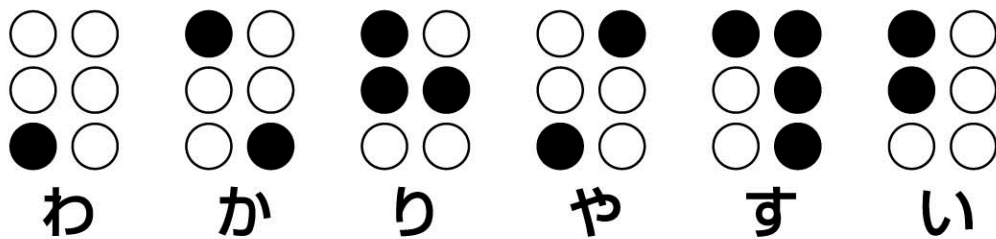


## 11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

(情報を得ること、ことば、コミュニケーション(気持ちを伝えること)の方法が用意されること)

障害のある人が、情報を知り、理解するためには、手話や点字、指点字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなど、いろいろな方法や支援が必要です。こうした方法や支援が利用できるように、法律や制度をつくります。

特に、地震や津波、台風、洪水などの災害が起きたときには、障害のある人に情報が伝わるように、法律や制度をつくります。



(点字です。本物は黒のところが出っばっていて、触って読みます。)

## 12) 文化・スポーツ(文化とスポーツ)

障害のある人が文化(テレビ、映画、本、美術、音楽、ダンスなど)やスポーツを楽しんだり、参加したりできるように、法律や制度をつくります。

## 13) 所得保障(暮らすためのお金)

障害のある人が地域で暮らせるように年金や手当を増やし、障害があることで支払わなければならないお金は少なくなるように、法律や制度をつくります。